

申告と納税

所得税および復興特別所得税 贈与税

平成30年

3月15日(木)まで

所得税および復興特別所得税の確定 申告の窓口での相談・申告書の受付は、 平成30年2月16日(金)からです。

消費税および地方消費税 (個人事業者)

平成30年

4月2日(月)まで

確定申告書の作成に当たっては、 「復興特別所得税額」の記載漏れ のないようご注意ください。

銀 税務署

税の申告は

の方法で提出してください。
告(確定申告のみ)のいずれか会場での相談、郵送、持参、電子申会場での相談、郵送、持参、電子申告が必要か確認し、該当町県民税や所得税の申告時期

幸田町役場での申告相談

源泉徴収票などを元に申告書を作成・受け付けします。ご自身で申告書を作ることができない場合にご利用ください。

日時	受付けできる申告	申告会場
2月7日(水)〜2月15日(木) (土・日・祝日を除く) 午前9時〜正午、午後1時〜4時	町県民税の申告	- 幸田町役場 4階ホール
2月16日(金)~3月15日(木) (土・日曜日を除く) 午前9時~正午、午後1時~4時	町県民税の申告 所得税の確定申告 (確定申告書Aのみ)	

- *受付用の番号札を午前7時30分~8時30分は役場正面玄関前で、午前8時30分~午後4時は申告会場前で配布しています。なお、午前9時から番号順に受け付けを始めますが、番号を呼んだときに申告会場にいない場合は、番号札を取り直していただくことになりますのでご了承ください。
- *確定申告期間中は、提出箱を1階税務課6番窓口に設置します。申告相談期間中は大変込み合いますので、ご自身で申告書を作成した人は提出箱をご利用ください。

役場で申告相談ができない確定申告

申告する所得が給与所得、公的年金などの雑所得の場合(確定申告書A)は役場で相談・受付を行っていますが、以下の申告は役場で相談・受付ができませんので、岡崎税務署で申告相談をしてください。

- ①事業所得、不動産所得、土地・建物や株式などの譲渡所得がある申告(確定申告書B)
- ②住宅借入金等特別控除、雑損控除を受ける申告
- ③海外に居住している親族を扶養に入れる申告
- ④外国人や亡くなった人の申告
- ⑤損失の申告
- ⑥過年分(28年分以前)の申告

問合せ 税務課 町民税グループ ☎62-1111 (内線161) FAX63-5139



岡崎税務署での申告相談

日時	受付けできる申告	申告会場
2月16日(金) ~3月15日(木) (土・日曜日を除く。ただし、2月18日、 2月25日の日曜日は開設します。 午前9時~午後5時	所得税の確定申告 消費税の確定申告 贈与税の申告	岡崎合同庁舎5階大会議室 岡崎市羽根町字北乾地50-1 (シビックセンター隣)

- *パソコンを利用して確定申告書などを作成します(ご自身で入力操作などをしていただきます)。
- *申告書の作成には時間がかかりますので、午後4時までにお越しください。なお、会場の混雑状況により受け付け を早めに終了する場合があります。
- *申告書の提出のみの人は税務署1階でご提出ください。

問合せ 岡崎税務署 ☎58-6511 *自動音声により案内します。所得税、消費税の確定申告および贈与税の申告 に関するご相談の場合は「0」を選択してください。3月15日(木)まで利用 できます。



医療費控除は領収書の提出が不要になりました



平成29年分の確定申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

- *税務署から求められたときに提示または提出をしなければならないため、医療費の領収書は自宅で5年間保管 する必要があります。
- *平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示でもできます。
- *セルフメディケーション税制による医療費控除を同時に利用することはできません。

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が創設されました

健康の保持増進および疾病の予防への取り組みを行っている人が、特定一般用医薬品等購入費を 12,000円を超えて支払った場合には、医療費控除の特例の適用を受けることができます。

- *健康の保持増進および疾病の予防への取り組みに要した費用は、控除の対象になりません。
- *現行の医療費控除を同時に利用することはできません。

添付または提示が必要な書類

- (1)「セルフメディケーション税制の明細書」(添付)
 - *税務署から求められたときに提示または提出をしなければならないため、医薬品購入費の領収書は 自宅で5年間保管する必要があります。
- (2)健康の保持増進および疾病の予防への取り組みを行ったことを明らかにする書類(添付または提示)
 - *①氏名、②取り組みを行った年、③事業を行った保険者、事業者もしくは市区町村の名称または 取り組みに係る診察を行った医療機関の名称もしくは医師の氏名が記載されたものに限ります。

健康の保持増進および疾病の予防への取り組みに該当するもの

- ①インフルエンザの予防接種または定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)
- ②市区町村が健康増進事業として実施するがん検診や健康診査
- ③勤務先で実施する定期健康診断
- ④特定健康診査(いわゆるメタボ健診)、特定保健指導
- ⑤保険者(健康保険組合や市区町村国保など)が実施する人間ドックや各種健診など

問合せ 岡崎税務署 ☎58-6511



税理士による無料税務相談所

と き ところ 対 象 2月16日(金)~21日(水)(土・日を除く) 午前9時30分~正午、 午後1時

幸田町商工会

対 ①前年分の所得金額が、300万円以下(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額ま たは事業専従者控除を控除する前の金額)の事業所得者、不動産所得者

> ②消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成27年分)の課税売上高が3,000万 円以下で①に該当する人(ただし簡易なものに限る。)

> ③給与所得者および年金受給者(ただし所得金額が高額な人、相談内容が複雑な人は除く)

*譲渡所得(土地、建物および株式を売った人)、山林所得、贈与税および相続税の申告・ 相談は行いません。

問合せ 幸田町商工会 ☎62-0120

平成29年分住宅借入金等特別控除の確定申告相談会

ع き 2月7日(水)~15日(木)(土・日・祝を除く)午前9時~午後4時

*混雑状況により早めに受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

ところ 岡崎合同庁舎5階大会議室(岡崎市羽根町字北乾地50番地1、シビックセンター隣)

①給与・年金所得者で、平成29年中に住宅ローン等を利用して住居 購入または増改築し、 一定の要件に該当する人

②平成29年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人

マイナンバーの記載および本人確認書類の提示または写しの添付が必要に そのほか

なります。必要な書類などについてのご質問は、岡崎税務署へお問い合わせください。

問合せ

3

各種の所得金額の合計額

譲

渡所得や山林所得を含む)か

⑥特定の寄附をしたとき

⑤多額の

医療費を

支出したとき

ときは、申告は必要ありません。

岡崎税務署 ☎58-6511

の確定申告について 確定申告が必要な人

所得税および復興特別所得税

給与所得がある人

①給与の収入金額が2、000万 円を超える人

> 場株式などに係る譲渡損失と配当 所得との損益通算および繰越控除

③給与を2カ所以上から受けてい ②給与を1カ所から受けていて、 与所得、退職所得を除く)との の収入金額と、各種所得金額(給 て年末調整をされなかった給与 円を超える人 職所得を除く)の合計額が2万 各種の所得金額 (給与所得、 退

公的年金などに係る雑所得 がある人

合計額が20万円を超える人

2

*ただし、公的年金などの収入金 額がある人 金額から所得控除を差し引くと残 額が400万円以下で、 の所得金額が20万円以下である 金などに係る雑所得以外の各種 公的年金などに係る雑所得のみ 公的年金などに係る雑所得の 公的年

ぎとなっているとき

税金が戻る人 確定申告をすれば

定申告書の提出が必要です。 の特例の適用を受ける人などは

には、 のいずれかに当てはまる人などで、 付申告)により税金が還付されます。 た税金が納め過ぎになっている場合 源泉徴収された税金や予定納税をし ①年の途中で退職し、年末調整を 確定申告の必要がない人でも、次 還付を受けるための申告(還

受けずに源泉徴収税額が納め過

④災害や盗難などで資産に損害が ③マイホームに特定の改修工事を ②一定の要件のマイホームの取得 あるとき などをして、住宅ローンがある したとき

*1~3にあてはまらない人でも上 ら、所得控除を差し引き、そ の金額(課税される所得金額 した税額から配当控除額を差 に所得税の税率を乗じて計算 し引いた結果、残額のある人

確定申告に必要な持ち物

①税務署から送られたお知らせは び確定申告書類(どちらも郵送 されてきた人のみ) がきまたはお知らせ通知書およ

②マイナンバーカードまたはマイ

*平成30年1月以降、一部の手続 び身元確認書類(運転免許証な 写しの添付を省略することがで きで番号確認書類の提示または きます。詳しくは、国税庁ホー ナンバーを確認できる書類およ

③前年の申告書の控・利用者識別 番号のわかる書類 ムページをご確認ください。

④源泉徴収票の原本(給与や年金 ⑤医療費の明細書や生命保険料控 除証明書など、各種控除を受け 所得がある場合)

るための書類

⑦通帳など本人の預金口座番号が *右記以外の書類が必要となる場 合もあります。詳細は税務署へ わかるもの(還付がある人のみ) お問い合わせください。

*確定申告会場は大変混雑し、長 ください。 告書等作成コーナー」をご利用 時間待つ場合があります。ぜひ、 国税庁ホームページの「確定申

確定申告と納税の期限

4月2日 (月) 消費税および地方消費税… 贈与税…3月15日 (木) 所得税および復興特別所得税

振替納税利用のお願い

消費税および地方消費税の 振替日…4月2日(金) ら自動引き落としされます。 をご利用ください。預貯金口座か 振替日:4月25日(水) 所得税および復興特別所得税の 納税は、便利で安心な□座振替

2

で作成できます 申告書は、国税庁ホームページ

郵送などにより税務署に提出する ことができます。 は、作成した申告書などは印刷し、 「確定申告書等作成コーナー」で

9時から午後8時までです。 は、原則月曜日から金曜日の午前 さい。確定申告期間中の受け付け コーナーヘルプデスク (☎0570 からない時は、e-Tax・作成 信することもできます。操作が分 01-5901) にお問い合せくだ また、e-Taxを利用して送

問合せ 岡崎税務署

58 - 6511

町県民税の申告が必要な人

1. 平成30年1月1日現在、町内 ない人 在住で次のいずれにも該当し

②所得が給与所得および公的 ①所得税の確定申告をした人 年金のみの人

②に該当する人で、源泉徴収 除、社会保険料控除など)の 票に記載されていない控除 適用を受けようとする人 (医療費控除、生命保険料控

*国民健康保険や後期高齢者医療 要です。 の軽減を受けるために申告が必 や無収入の場合でも、保険税(料) 遺族年金などの非課税所得のみ 保険に加入している人で、収入が

年金収入が400万円以下の 人の申告

ません。ただし、控除を追加する場 円以下の人は、還付を受ける場合な 円以下で、そのほかの所得額が20万 どを除き確定申告をする必要はあり 公的年金などの収入額が400万 、町県民税の申告が必要です。

持ち物

町県民税の申告について

①マイナンバーカードまたはマイ び身元確認書類(運転免許証な ナンバーを確認できる書類およ

②給与・公的年金などの源泉徴収 票の原本

③社会保険料(国民健康保険、介 護保険、後期高齢者医療保険、 ど各種控除を受けるための書類 険料控除証明書、障害者手帳な 明書、医療費の明細書、生命保 国民年金保険など)の支払い証 *医療費は合計額を計算し、確 作成をお願いします。 定申告と同じように明細書の

4 印鑑

申告書の発送について

ださい。 ご自分で記入できる人は、郵送も 1月下旬に申告書を送付しました。 で申告が必要と思われる人には してある提出箱に直接提出してく しくは1階税務課6番窓口に設置 昨年、町県民税の申告をした人

問合せ - 1111 (内線161 税務課 町民税グループ 申告会場にお越しください。

申告書が届かない人は、直接